

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市前間字大月一二四番二地先から 同市小谷堀字大月通三四六番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年一月二十日 正午</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年五月十九日付埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三五五・八九メートル</p>